第二条の三を次のように改める。

（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設）

第二条の三　法第十五条の二第四項に規定する外務大臣が指定する施設とは、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設のうち、日本人学校及び私立在外教育施設とする。

第三条第一項中「が適当で」を「につき相当の事情が」に改める。

第四条を次のように改める。

（在勤地外子女教育に関する申請）

第四条　前条の規定に該当する年少子女を有する在外職員は、当該年少子女に当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けさせる必要性その他必要な事項を、速やかに当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に申請し、その承認を得なければならない。

第七条中「同条第一号」を「前条第一号」に改める。

第九条第二項中「第二項第一号ロ」の下に「及び同条第五項」を加える。

別記第一号書式、別記第一号の二書式、別記第二号書式及び別記第三号書式を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の子女教育手当の支給に関する規則は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月分の子女教育手当の支給については、なお従前の例による。

○文部科学省令第十六号

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十三号）の施行に伴い、及び独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十九条の規定を実施するため、独立行政法人日本学術振興会に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

独立行政法人日本学術振興会に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学術振興会に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

前文中「同法」を「同法及び独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）」に改める。

第一条の二中「平成十四年法律第百五十九号。」を削る。

第十五条を第十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（共通事項の経理）

第十五条　振興会は、振興会法第十九条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

附　則

この省令は、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十三号）の施行の日（平成二十三年四月二十八日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩手県東磐井郡藤沢町

二　構造改革特別区域の名称　藤沢町どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　岩手県東磐井郡藤沢町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県

二　構造改革特別区域の名称　みやぎ四十五フィートコンテナ物流特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮城県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　四十五フィートコンテナの輸送円滑化事業（一二二四）

○内閣府告示第二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県黒川郡富谷町

二　構造改革特別区域の名称　富谷町待機児童対策臨時的任用職員（保育士）の任用期間の延長特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮城県黒川郡富谷町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域の名称　つくばモビリティロボット実験特区

二　構造改革特別区域の範囲　つくば市の区域の一部（つくばセンターエリア及びつくば研究学園エリア）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　つくば市

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業（一〇五・一二二二）

○内閣府告示第二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県利根郡みなかみ町

二　構造改革特別区域の名称　みなかみ町藤原地区食育推進給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　群馬県利根郡みなかみ町の区域の一部（藤原地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　入間市

二　構造改革特別区域の名称　入間ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　入間市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人